

# 令和5年度

(令和4年度実績)

## 岡谷市の国保

市民環境部 医療保険課

## 目 次

1. 岡谷市の概況	1
2. 岡谷市国民健康保険の沿革	
(1) 各種制度等	1
(2) 保険給付の推移	9
(3) 国民健康保険税の推移	14
3. 国保関係の事務機構及び事務分掌	16
4. 岡谷市国民健康保険運営協議会	17
5. 令和4年度国民健康保険加入状況	
(1) 総括	19
(2) 月別の加入状況	19
(3) 年齢階層別国保加入分布状況	20
(4) 年度別被保険者等の状況（年度平均）	20
6. 年度別被保険者異動状況（取得・喪失）	21
7. 年度別国保税調定額・収納額・滞納額・不納欠損額の推移	22
8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移	23
9. 国保税軽減の状況	24
10. 国保保健事業の状況	
I 特定健康診査・特定保健指導事業	26
II その他の保健事業	27
11. 令和4年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況	30
12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況	31
13. 年度別国庫支出金等収入状況	32
14. 年度別一般会計繰入金の状況	33
15. 医療給付費の状況	34
16. 令和4年度 国民健康保険諸率表	35

## 1. 岡谷市の概況

### (1) 位置と地勢

本市は、長野県のほぼ中央に位置し、北は松本市、東は下諏訪町、西は塩尻市、南は諏訪市・辰野町と接しています。諏訪湖の西岸に面し、西北には塩嶺王城県立自然公園、東には八ヶ岳連峰、遠くには富士山を望む、湖と四季を彩る山々に囲まれた風光明媚な都市です。また、諏訪湖唯一の排水口に臨み、ここより天竜川が発し、遠く浜松に達しています。

明治時代から昭和初期にかけて日本の近代化を支えた生糸の都「シルク岡谷」として世界にその名を馳せ、戦後はその産業基盤をもとに「東洋のスイス」と言われる精密工業都市として発展してきました。

そして現在は、「ものづくりのまち」として、これまで培ってきた精密加工技術を最大限に活用し、21世紀型技術体系の基盤をなすナノテクノロジーをベースとした「スマートデバイスの世界的供給基地」の形成を目指して歩んでいます。

### (2) 市勢一般

市制施行	昭和11年4月1日（諏訪郡平野村の区域）
市合併	昭和30年1月1日 湊村、同年2月1日 川岸村、 昭和32年3月25日 長地村を合併
市境界変更 位置	昭和33年7月1日旧長地地籍の東山田・東町を下諏訪町へ境界変更 東経138°03′、北緯36°04′、標高779.2m
面積	面積85.10k㎡、東西7.3km、南北16.7km
人口	令和5年10月1日 人口46,044人、世帯数19,219世帯
支所	湊支所、川岸支所、長地支所
医療施設等	令和3年10月1日 病院3、診療所28、歯科診療所29

（※令和4年度諏訪地方統計要覧）

## 2. 岡谷市国民健康保険の沿革

### (1) 各種制度等

昭和13年7月	国民健康保険法施行 （組合方式による任意設立、任意加入。給付掛金ともに各組合の自由。社会保険としての法制化なし）
昭和23年7月	国民健康保険法全部改正、施行 （任意設立、強制加入。市町村公営方式。国庫補助開始）
昭和30年6月	岡谷市国民健康保険事業開始 一部負担金5割、助産費500円、葬祭費500円、課税限度額20,000円
昭和32年	国民皆保険4ヶ年計画策定
昭和34年1月	新国民健康保険法施行 ①全市町村の義務制 ②被保険者の適用除外の法定化 ③療養の給付範囲の法定化 ④一部負担金割合を最高5割 ⑤給付制限を最小限3年 ⑥療養取扱機関制度の創設 ⑦国庫負担等国の責任を明確にし、調整交付金制度の創設
昭和36年4月	国民皆保険の達成
昭和38年10月	世帯主7割給付法定化
昭和43年1月	世帯員の7割給付実施
昭和45年4月	岡谷市育児手当金支給開始

- 昭和 48 年 1 月 老人福祉法の一部改正により、老人医療費支給制度の実施 (老人医療費無料化)
- 10 月 高額療養費支給制度開始 (48.10.1~50.9.30 まで任意給付)  
岡谷市 65 歳以上の寝たきり老人医療制度実施
- 昭和 49 年 10 月 岡谷市高額療養費制度実施 (限度額 30,000 円)
- 昭和 50 年 10 月 高額療養費支給制度法定化 (限度額 30,000 円)
- 昭和 53 年 4 月 国保保健婦を市町村保健婦に移管
- 7 月 老人医療 68 歳に引き下げ (県単)
- 昭和 55 年 4 月 岡谷市国保事務の電算化
- 昭和 58 年 2 月 老人保健法施行
- 昭和 59 年 4 月 高額医療費共同事業実施
- 10 月 退職者医療制度創設 (本人 8 割、被扶養者入院 8 割、外来 7 割)  
高額療養費制度改正 (世帯合算の導入、多数該当世帯の負担軽減、長期高額疾病患者の負担軽減)
- 昭和 61 年 4 月 日本に居住する外国人を被保険者とする。  
保険者は、災害等の特別な理由がなく保険料 (税) を滞納している者に対する保険給付を一部制限  
することができることとされた。
- 昭和 63 年 4 月 保険基盤安定制度創設 (63、元年度は暫定措置)  
高額医療費共同事業の強化、充実  
岡谷市国保事務を(株)諏訪広域総合情報センタによる住民情報システムにより開始
- 平成元年 4 月 岡谷市健康管理データベース事業 (国の助成 300 万円)  
岡谷市国民健康保険料 (税) 収納率向上特別対策事業開始 (~3 年度。国の助成 800 万円)
- 平成 2 年 4 月 保険基盤安定制度暫定措置を恒久化
- 平成 3 年 4 月 岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 一次分開始 (3~5 年度。国の助成 1 千万円)  
岡谷市国民健康保険人間ドック助成事業開始  
老人保健法改正 (施行 4.1.1, 4.4.1)
- 平成 4 年 4 月 国保財政安定化支援事業、国保職員の給与費、助産費に係る一般会計からの繰出しに要する経費等  
について所要の地方財政措置が講じられた。  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策)
- 平成 5 年 4 月 国保財政安定化支援事業の国保法上制度化 (5、6 年度)  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施 (収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)
- 平成 6 年 4 月 国保事務費負担金 (国保運営協議会の運営、国保職員の研修、被保険者  
証等及び年金受給者リストの作成に係る経費を除く。)に係る一般会計からの繰出しに要する経費に  
ついて所要の地方財政措置が講じられた。  
岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パート I 二次分開始  
(6~7 年度。国の助成 200 万円。エイズ対策分 200 万円)  
岡谷市国民健康保険特別対策費補助事業実施  
(保険料 (税) 適正賦課及び収納率向上特別対策事業・医療費適正化特別対策事業)
- 10 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・入院給食費の自己負担導入 (入院食事療養費標準負担額制度開始)
  - ・出産育児一時金の創設
- 岡谷市助産費と育児手当金を統合して出産育児一時金 30 万円を支給開始

- 平成 7 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の創設
  - ・ 国保財政安定化支援事業の継続（8 年度迄、11 年度迄延長）
- 岡谷市国民健康保険高額医療費貸付事業開始
- 岡谷市ヘルスパイオニアタウン事業パートⅡ開始（7～9 年度）
- 岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施
- 7 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 精神医療の措置入院及び通院医療に関して公費優先から保険優先。  
また、措置入院者に関する住所地の特例適用開始。
  - ・ 結核医療の命令入所及び適正医療に関して公費優先から保険優先。  
また、命令入所に関する住所地の特例適用開始
- 平成 8 年 4 月 岡谷市保健福祉総合情報システム（総合データバンク事業）構築事業着手（～12 年度）
- 岡谷市国民健康保険脳ドック助成事業開始
- 岡谷市国民健康保険料（税）適正賦課及び収納率向上特別対策事業 実施
- 平成 9 年 4 月 岡谷市国民健康保険スポーツドック助成事業開始
- 9 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 外来薬剤負担の導入
- 平成 10 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 事務費負担金の一般財源化（全額一般財源化）
- 7 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 退職者に係る老人医療費拠出金の負担の見直し
  - ・ 老人保健医療費拠出金の算定に用いる老人加入率の上限の引き上げ（25% 30%）
- 岡谷市国民健康保険医療費適正化特別対策事業実施（10～12 年度）
- 平成 11 年 7 月 老人保健受給者の薬剤一部負担の軽減特例措置
- 平成 12 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 介護保険施行に伴う介護納付金の納付に関する事務の開始
  - ・ 介護保険第 2 号被保険者の保険料の賦課徴収に関する事務の開始
  - ・ 介護保険施行に伴う住所地特例の見直し
  - ・ 国民健康保険料（税）の収納対策の強化
- 平成 13 年 1 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
  - ・ 入院時食事療養費標準負担額の見直し
  - ・ 海外療養費制度の創設
  - ・ 長期入院者に係る住所地特例の創設
- 老人保健法等の一部改正
- ・ 一部負担金の見直し（定率制の導入）
  - ・ 入院時食事療養費標準負担額の見直し
  - ・ 薬剤一部負担金の廃止
  - ・ 高額医療費支給制度の創設
- 平成 14 年 10 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 一部負担金の見直し（乳幼児、70 歳以上の被保険者）
  - ・ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
- 老人保健法等の一部改正
- ・ 老人保健対象年齢の見直し
  - ・ 一部負担金の見直し
  - ・ 高額医療費自己負担限度額の見直し

平成 15 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職被保険者等の一部負担金の見直し</li> <li>・ 外来薬剤一部負担金の廃止</li> <li>・ 高額療養費の見直し</li> <li>・ 保険者支援制度の創設</li> <li>・ 高額医療費共同事業の拡充・制度化</li> <li>・ 保険料の算定方法の見直し</li> </ul>				
平成 17 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県調整交付金の導入</li> <li>・ 国保基盤安定事業負担金保険料（税）軽減分の公費補填の見直し</li> </ul>				
平成 18 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保財政基盤安定強化策の継続</li> <li>・ 介護納付金賦課限度額の引き上げ 8 万円→9 万円</li> </ul> 山梨大学との包括協定に基づく市民健康づくり事業開始（18～20 年度）				
平成 18 年 10 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険財政共同安定化事業の創設</li> </ul> 医療制度改革による改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者負担の見直し 70 歳以上一定以上所得者 2 割→3 割</li> <li>・ 高額医療費の自己負担限度額の引き上げ</li> <li>・ 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額の引き上げ 1 万円→2 万円</li> <li>・ 出産育児一時金基準額の引き上げ 30 万円→35 万円</li> </ul>				
平成 19 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎課税分賦課限度額の引き上げ 53 万円→56 万円</li> <li>・ 70 歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化</li> </ul> 山梨大学との包括協定に基づき、岡谷市健康増進計画の中間評価と岡谷市ヘルス・ケア・インフォメーションの構築向け共同研究実施				
平成 20 年 3 月	老人保健法廃止 脳ドッグ助成事業の廃止				
平成 20 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70 歳～74 歳の一般高齢者の一部負担金割合、高額療養費の自己負担限度額の見直し</li> <li>・ 乳幼児に対する一部負担金割合軽減の拡大</li> <li>・ 高額医療・高額介護合算制度の創設</li> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始により、国保税に後期高齢者支援金が新設</li> <li>・ 賦課限度額変更 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>基礎課税額分</td> <td>47 万円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援金分</td> <td>12 万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減措置（特定世帯）</li> </ul> 医療制度改革 特定健康診査・特定保健指導の開始 前期高齢者に係る保険者間の費用負担調整制度創設（前期高齢者交付金）	基礎課税額分	47 万円	後期高齢者支援金分	12 万円
基礎課税額分	47 万円				
後期高齢者支援金分	12 万円				
平成 20 年 10 月	国民健康被保険者証のカード化 年金からの特別徴収開始				

平成 21 年 1 月	医療制度改革の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75 歳到達月の高額療養費限度額の見直し</li> <li>・ 産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 35 万円→38 万円 (3 万円加算)</li> </ul>
平成 21 年 3 月	平成 18 年度からの 3 年間にわたる山梨大学との「市民健康づくり事業」の共同事業研究が終了
平成 21 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護納付金賦課限度額の引き上げ 9 万円→10 万円</li> </ul>
平成 21 年 10 月	医療制度改革による改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金基準額の引き上げ 38 万円→42 万円 (平成 23 年 3 月までの経過措置)</li> </ul>
平成 22 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 47 万円→50 万円</li> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 10 万円→13 万円</li> <li>低所得者に対する軽減割合を 6・4 割軽減から 7・5・2 割軽減に改定</li> </ul> </li> <li>・ 特例対象被保険者等 (非自発的失業者) の国民健康保険税の軽減措置創設、施行</li> </ul>
平成 23 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎 (医療給付費) 課税額分の引き上げ 50 万円→51 万円</li> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 13 万円→14 万円</li> <li>介護納付金賦課限度額の引き上げ 10 万円→12 万円</li> </ul> </li> <li>・ 出産育児一時金基準額の恒久措置化 (38 万円→42 万円)</li> </ul>
平成 24 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保財政基盤強化策の恒久化等</li> <li>特定健康診査の個人負担金の無料化</li> </ul>
平成 25 年 4 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後期高齢者医療制度の開始に伴う国保税の軽減の特例措置の恒久化及び延長</li> </ul>
平成 26 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者支援金分の引き上げ 14 万円→16 万円</li> <li>介護納付金賦課限度額の引き上げ 12 万円→14 万円</li> </ul> </li> <li>・ 保険税軽減の対象世帯の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</li> </ul> </li> <li>・ 70 歳以上 75 歳未満の方の一部負担金の特例処置の廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>※昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2 割負担(現役並み所得者は 3 割負担)</li> </ul> </li> </ul>
平成 27 年 1 月	国民健康保険法の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金 (42 万円) のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (16,000 円)</li> <li>・ 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額等の見直し (3 区分→5 区分に細分化)</li> </ul>

- 平成 27 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 賦課限度額変更
 

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	51 万円→52 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	16 万円→17 万円
介護納付金賦課限度額の引き上げ	14 万円→16 万円
  - ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
  - ・ 保険財政共同安定化事業の全医療費拡大の開始
  - ・ 退職者医療制度の廃止に向けた経過措置の開始
    - ※原則、新たな被保険者を生じない。
  - ・ 保険基盤安定制度の保険者支援分の拡充
- 平成 27 年 5 月 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の成立
- ・ 国民健康保険の安定化
    - 財政支援の拡充（平成 27 年度から）
    - 都道府県が財政運営の責任主体となる（平成 30 年度から）
  - ・ 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入（平成 27 年度から段階的に実施）
  - ・ 負担の公平化等（平成 28 年度から）
    - 入院時食事負担額の段階的な引き上げ 平成 28 年度 1 食 260 円→1 食 360 円
    - （※低所得、難病患者等は据置き） 平成 30 年度 1 食 360 円→1 食 460 円
  - ・ 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入（平成 28 年度から） など
- 平成 28 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 賦課限度額変更
 

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	52 万円→54 万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	17 万円→19 万円
  - ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
  - ・ 負担の公平化等（平成 28 年度実施分）
    - 入院時食事負担額の引き上げ 1 食 260 円→360 円（※低所得、難病患者等は据置き）
  - ・ 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
- 平成 29 年 4 月 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 保険税軽減の対象世帯の拡大
    - 5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ
- 平成 29 年 8 月 国民健康保険法の一部改正
- ・ 70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し
    - 現役並みの外来療養に係る限度額引き上げ
    - 一般の外来療養に係る限度額引き上げ（但し、年間の上限を設定）
    - 一般世帯の療養に係る限度額引き上げと多数回上限を設定

平成 30 年 4 月	国保制度改革の施行（国保財政運営の都道府県単位化等） 国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ      54 万円→58 万円</li> </ul> </li> <li>・ 保険税軽減の対象世帯の拡大             <ul style="list-style-type: none"> <li>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</li> </ul> </li> <li>・ 負担の公平化等（平成 30 年度実施分）             <ul style="list-style-type: none"> <li>入院時食事負担額の引き上げ      1 食 360 円→460 円（※低所得、難病患者等は据置き）</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70 歳以上の高額療養費自己負担限度額等の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>現役並みの外来及び入院療養に係る限度額の細分化(個人単位の廃止)</li> <li>一般の外来療養に係る一月の限度額引き上げ（但し、年間の上限は据置き）</li> </ul> </li> </ul>
平成 31 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ      58 万円→61 万円</li> </ul> </li> <li>・ 保険税軽減の対象世帯の拡大             <ul style="list-style-type: none"> <li>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</li> </ul> </li> </ul>
令和元年 5 月	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部改正 国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための改正             <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者間で被保険者の資格情報を一元的に管理する仕組みの創設</li> <li>医療及び介護給付の情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設</li> <li>高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築 等</li> </ul> </li> </ul>
令和 2 年 4 月	国民健康保険法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賦課限度額変更             <ul style="list-style-type: none"> <li>基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ      61 万円→63 万円</li> <li>介護納付金分の引き上げ                      16 万円→17 万円</li> </ul> </li> <li>・ 保険税軽減の対象世帯の拡大             <ul style="list-style-type: none"> <li>5 割、2 割軽減の対象となる所得基準の引き上げ</li> </ul> </li> </ul>
令和 2 年 5 月	新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傷病手当金制度の創設</li> <li>・ 国民健康保険税の減免</li> </ul>
令和 2 年 8 月	国保財政運営の都道府県単位化に伴う国民健康保険証と高齢受給者証の一体化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険証等の更新時期の変更      10 月→8 月</li> </ul>
令和 3 年 1 月	平成 30 年度税制改正における基礎控除額の見直し（R3.1.1 施行） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人所得課税の見直しにおいて、令和 2 年分から給与所得控除・公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等に伴う軽減判定所得基準額の見直し             <ul style="list-style-type: none"> <li>7 割軽減    43 万円+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下</li> <li>5 割軽減    43 万円 28.5 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下</li> <li>2 割軽減    43 万円 52 万円×被保険者数+10 万円×（給与・年金等所得者の数-1）以下</li> </ul> </li> </ul>
令和 3 年 9 月	令和 3 年 8 月豪雨による被災者への一部負担金の免除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 3 年 8 月 1 5 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日までの間に災害に起因する傷病で受診した際 の一部負担金の償還</li> </ul>

- 令和4年1月 健康保険法施行令等の一部改正
- ・ 出産育児一時金(42万円)のうち産科医療補償制度に係る額が改正 (12,000円)
- 令和4年4月 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正を改正する法律及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行
- ・ 未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度の創設  
国民健康保険法等の一部改正
  - ・ 賦課限度額変更
 

基礎（医療給付費）課税額分の引き上げ	63万円→65万円
後期高齢者支援金分の引き上げ	19万円→20万円
- 令和4年7月 本算定課税分から、長野県が示した「長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針」に沿って、令和9年度までに二次医療圏の統一、応益割水準の平準化を進めるとともに、資産割の廃止に着手
- 令和5年4月 健康保険法施行令等の一部改正
- ・ 出産育児一時金の支給額引き上げ 40.8万円→48.8万円
- 国民健康保険法等の一部改正
- ・ 賦課限度額変更
 

後期高齢者支援金分の引き上げ	20万円→22万円
----------------	-----------
- 令和5年度税制改正における基礎控除額の見直し（R5.4.1施行）
- 7割軽減 43万円+10万円×（給与・年金等所得者の数・1）以下
  - 5割軽減 43万円 29万円×被保険者数+10万円×（給与・年金等所得者の数・1）以下
  - 2割軽減 43万円 53.5万円×被保険者数+10万円×（給与・年金等所得者の数・1）以下

(2) 保険給付の推移

○一般給付等

	給付内容等
昭和30年6月	全員5割
昭和38年10月	世帯主7割 その他5割
昭和43年1月	全員7割
昭和48年1月	老人医療費支給制度(70歳以上無料化)
昭和48年10月	65歳以上寝たきり老人医療支給制度
昭和49年10月	高額療養費制度(限度額30,000円)(50.10～法定化)
昭和57年9月	〃(限度額45,000円)
昭和58年1月	〃(限度額51,000円)
昭和58年2月	老人保健法施行(外来月400円、入院1日300円の2ヵ月限度)
昭和59年10月	退職者医療制度(退職者本人 入院・外来8割、 〃 扶養 入院8割、外来7割) 高額療養費制度改正(限度額51,000円。多数該当30,000円、 特定疾病認定者は10,000円)
昭和60年5月	高額療養費制度(限度額54,000円。他は従来通り)
昭和62年1月	老人保健法一部改正(外来月800円、入院1日400円の退院迄)
平成元年6月	高額療養費制度(限度額57,000円。多数該当33,000円)
平成3年5月	高額療養費制度(限度額60,000円。多数該当34,800円)
平成4年1月	老人保健法一部改正(外来月900円、入院1日600円)
平成5年4月	老人保健法一部改正(外来月1,000円、入院1日700円)
平成5年5月	高額療養費制度(限度額63,000円、多数該当37,200円)
平成6年10月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正(入院食事療養費標準負担額1日600円。減額 住民税非課税世帯450円(長期入院300円) 福祉年金受給者200円)
平成7年4月	老人保健法一部改正(外来月1,010円、入院1日700円)
平成8年4月	老人保健法一部改正(外来月1,020円、入院1日710円)
平成8年6月	高額療養費制度(限度額63,600円。他は従来どおり)
平成8年10月	入院時食事療養費標準負担額1日760円。減額 住民税非課税世帯等650円(長期入院500円)
平成9年9月	国民健康保険法及び老人保健法一部改正(外来薬剤負担の導入。老人一部負担 外来1回500円の月4回まで、入院1日1,000円)
平成10年4月	老人保健法一部改正(入院1日1,100円)
平成11年4月	老人保健法一部改正(外来1回530円の月4回まで。 入院1日1,200円)
平成11年7月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置
平成12年7月	老人保健受給者の外来薬剤負担の軽減特例措置の継続



平成 21 年 1 月	産科医療補償制度の創設に伴う出産育児一時金の引き上げ 3 万円加算 (350,000 円→380,000 円)
平成 21 年 10 月	平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の経過措置として、出産育児一時金の引き上げ 4 万円加算 (380,000 円→420,000 円)
平成 23 年 4 月	出産育児一時金の引き上げの恒久措置化 (380,000 円→420,000 円)
平成 26 年 4 月	70 歳～74 歳の一部負担金の特例措置の廃止 昭和 19 年 4 月 2 日以降の生まれの人から 2 割負担(現役並み所得者は 3 割負担)
平成 27 年 1 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳未満の自己負担限度額 (5 区分に細分化) 区分ア 252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×0.01 4 回目以降 140,100 円 区分イ 167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×0.01 4 回目以降 93,000 円 区分ウ 80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×0.01 4 回目以降 44,400 円 区分エ 57,600 円 4 回目以降 44,400 円 区分オ 35,400 円 4 回目以降 24,600 円 出産育児一時金の見直し (420,000 円は据え置き) ・産科医療補償制度に係る分の額の改正 (30,000 円→16,000 円)
平成 28 年 4 月	入院時食事代の引き上げ(段階的) 1 食 260 円→360 円 (低所得、難病患者等は据え置き) 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入
平成 29 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳以上の自己負担限度額の見直し 現役並み所得者 外来 44,400 円→57,600 円 一般所得者 外来 12,000 円→14,000 円(年間 14.4 万円上限) 入院等 44,400 円→57,600 円(多数該当 44,400 円)
平成 30 年 2 月	第三者行為等での傷病時における負担割合見直し 負担割合が 1 割の高齢受給者でも第三者行為等では 2 割負担
平成 30 年 4 月	都道府県化の施行 県が共同保険者となる (国保の資格管理の変更、県内異動での高額療養費の多数回該当の引継ぎ等) 入院時食事代の引き上げ(段階的) 1 食 360 円→460 円 (低所得、難病患者等は据え置き。ほか一部を除く。)
平成 30 年 8 月	高額療養費の自己負担限度額見直し ・ 70 歳以上の自己負担限度額 (現役並み区分の細分化、世帯単位化等) 現役並み所得者Ⅲ 252,600 円+ (医療費-842,000 円) ×0.01 4 回目以降 140,100 円 現役並み所得者Ⅱ 167,400 円+ (医療費-558,000 円) ×0.01 4 回目以降 93,000 円 現役並み所得者Ⅰ 80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×0.01 4 回目以降 44,400 円 一般所得者 外来 14,000 円→18,000 円(年間 14.4 万円上限) ※上記以外の区分等には変更なし

令和2年5月	傷病手当金制度の創設 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給 対象者：被用者のうち、感染した者又は感染が疑われる者 対象日数：就労予定日数-3日 支給額：1日当たりの支給額 [= (直近の3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3] × 支給対象日数 対象期間：令和2年1月1日から令和3年3月31日
令和3年4月	傷病手当金制度の対象期間の延長 令和3年6月30日→令和3年9月30日→令和3年12月31日→ 令和4年3月31日→令和4年6月30日→令和4年9月30日→ 令和4年12月31日→令和5年5月7日
令和4年1月	出産育児一時金の見直し（420,000円は据え置き） ・産科医療補償制度に係る分の額の改正（16,000円→12,000円）
令和5年4月	出産育児一時金の見直し（支給額 420,000円→500,000円）

○その他の給付

	助産費	葬祭費	育児手当金
昭和	円	円	円
30年6月	500	500	—
35年4月	945	914	—
36年4月	1,000	1,000	—
39年4月	2,000	2,000	—
45年4月	10,000		1,200
46年4月		5,000	3,000
49年4月	20,000		
50年7月	40,000		
52年10月	60,000		
54年4月		10,000	
54年12月	80,000		
57年3月	100,000		
59年4月		20,000	
62年3月	130,000		
平成			
4年4月	240,000	50,000	
	出産育児一時金	葬祭費	
6年10月	300,000		
18年10月	350,000		
21年1月	380,000		
21年10月	420,000		
23年4月	420,000 (恒久化)		
27年1月	420,000 (産科医療補償分 16,000 含)		

	出産育児一時金	葬祭費	
令和 4年1月	420,000 (産科医療補償分 12,000 含)		
5年4月	500,000 (産科医療補償分 12,000 含)		

(3) 国民健康保険税の推移

年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
昭和 37					50,000	
昭和 39	2.9	20.0	500	850		+20%
昭和 41	3.0	25.0	700	1,200		+20%
昭和 43	3.4	30.0	1,100	2,000		+30%
昭和 45	3.8	40.0	1,600	3,500		+23%
昭和 46					80,000	
昭和 49					120,000	
昭和 50	4.9		2,500	4,500		+20%
昭和 51	6.1	43.0	3,000	5,400	150,000	+20%
昭和 52	7.8	45.0	3,900	6,900	170,000	+17%
昭和 53					190,000	
昭和 54					220,000	
昭和 55					240,000	
昭和 56					260,000	
昭和 57					270,000	
昭和 58					280,000	
昭和 59			6,360	7,800	350,000	+4.6%
昭和 61	8.3	51.0	12,480	14,640	370,000	+17.5%
昭和 62					390,000	
昭和 63					400,000	
平成元					420,000	
平成 3					440,000	
平成 4	6.9	40.0	12,000	14,000	460,000	△9.7%
平成 5					500,000	
平成 7					520,000	
平成 8	6.3	28.0	16,500	18,500		—
平成 9					530,000	
平成 12	6.2 0.83	25.0 5.88	16,000 3,500	18,000 3,000	530,000 70,000	△2.9% 新規
平成 13	— 1.02	— 7.60	— 4,500	— 3,500	— —	— +16.5%
平成 14	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 15	— —	— —	— —	— —	— 80,000	— —
平成 16	— —	— —	— —	— —	— —	— —
平成 17	7.0 1.2	25.0 7.6	18,500 5,300	19,500 4,100	530,000 80,000	+12.8% 暫定賦課
平成 18	— —	— —	— —	— —	— 90,000	— —
平成 19	— —	— —	— —	— —	560,000 —	— —
平成 20	5.6 1.4 1.2	20.0 5.0 7.6	14,800 3,700 5,300	15,600 3,900 4,100	470,000 120,000 90,000	— — —

※上段は基礎課税分「医療」、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等

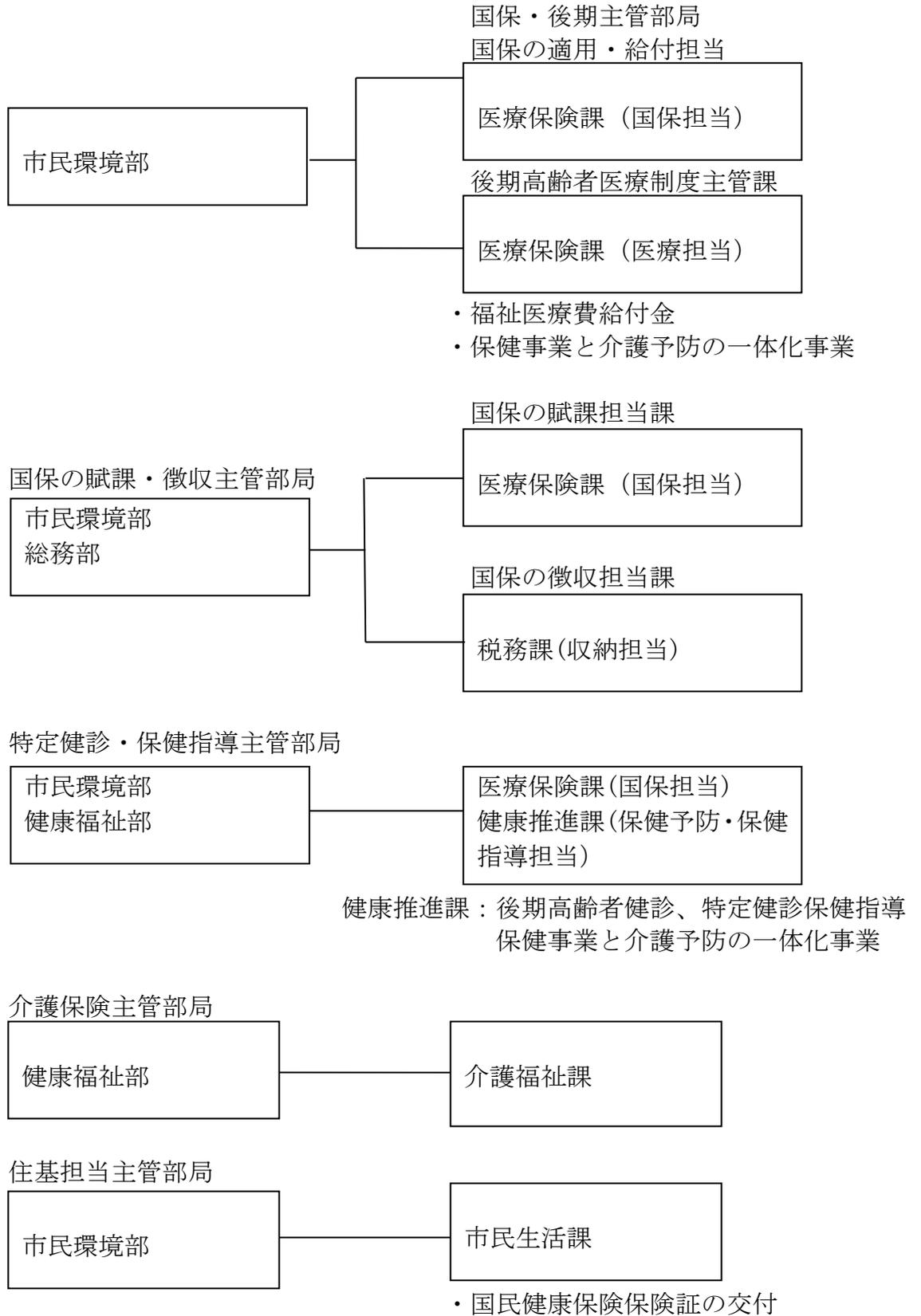
年 度	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 円	備 考
平成 21	(6.3)6.8	20.0	(15,400)15,900	16,600	470,000	(+13.84) +17.97
	1.6	4.0	4,500	4,700	120,000	
	2.0	4.4	5,800	4,500	100,000	
平成 22	—	—	—	—	500,000	— — —
	—	—	—	—	130,000	
	—	—	—	—	—	
平成 23	6.8	—	15,900	—	510,000	(+3.78)
	—	—	—	—	140,000	
	—	—	—	—	120,000	
平成 24	7.2	—	17,300	17,400	—	+8.07
	1.9	—	5,600	5,000	—	
	2.0	—	6,200	5,800	—	
平成 25	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
平成 26	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	160,000	
	—	—	—	—	140,000	
平成 27	—	—	—	—	520,000	— — —
	—	—	—	—	170,000	
	—	—	—	—	160,000	
平成 28	—	—	—	—	540,000	— — —
	—	—	—	—	190,000	
	—	—	—	—	—	
平成 29	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	
平成 30	7.47	19.15	17,400	16,400	580,000	+2.38
	2.27	4.51	6,800	5,600	—	
	1.84	3.95	6,100	5,100	—	
令和元	7.36	18.95	18,200	16,800	610,000	+3.60
	2.33	4.51	7,400	6,000	—	
	1.99	3.95	7,200	5,400	—	
令和 2	7.05	17.92	18,200	16,800	630,000	+2.49
	2.43	4.51	8,100	6,400	—	
	2.20	3.95	8,300	6,200	170,000	
令和 3	7.92	—	20,000	—	—	+3.80
	2.38	4.47	—	—	—	
	1.98	3.60	—	—	—	
令和 4	7.61	11.95	21,800	20,000	650,000	+0.05
	2.40	2.98	8,600	6,800	200,000	
	2.02	2.40	8,600	6,800	—	
令和 5	—	—	—	—	—	— — —
	—	—	—	—	220,000	
	—	—	—	—	—	

平成 21・22 年度は、( ) の軽減後の暫定税率を適用（平成 21 年度は緊急経済対策の一環として実施）

令和 4 年度は、本算定時点における税率等。3 方式（資産割の廃止）に向けて、資産割額を減額。

※上段は基礎（医療）課税分、中段は後期高齢者支援金分、下段は介護納付金分保険税の税率等

### 3. 国保関係の事務機構及び事務分掌





#### 4. 岡谷市国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条第2項により設置されている保険者（市）の諮問機関で、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。

「重要事項」とは、国民健康保険事業の基本事項と保険財政に重要な関連を有するもの、すなわち、一部負担金の負担割合の引き下げ、国民健康保険税の税率、保険給付の種類及びその内容の変更等について市長の諮問により建議を行う。

##### 協議会の構成

1. 被保険者を代表する委員	3人
2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員（H6.10.1名称変更）	3人
3. 公益を代表する委員	3人
4. 被用者保険等保険者を代表する委員（S61.2.1新設）	2人

##### 岡谷市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期 令和4.8.1～令和7.7.31）

会長 林 幸夫（4.8.1～）

副会長 山岡 範子（4.8.1～）

○会長、副会長は、公益代表委員から、毎年互選による選出(再任妨げない)

##### 被保険者代表委員

岩本 吉夫（任期 4.8.1～）新任

藤森 崇之（任期 4.8.1～）新任

鮎澤 きよみ（任期 4.8.1～）新任

##### 保険医・保険薬剤師代表委員

野村 忠利（任期 24.6.1～）再任

早出 啓子（任期 5.8.1～）新任

池波 寛（任期 25.8.1～）再任

##### 公益代表委員

林 幸夫（任期 29.8.1～）再任

上沼 縁（任期 元.8.1～）再任

山岡 範子（任期 4.8.1～）新任

##### 被用者保険等保険者代表委員

後藤 肇（任期 28.10.1～）再任

五味 一人（任期 26.6.21～）再任

運営協議会の開催状況（令和4年度）

開催年月日	諮問事項及び答申内容等
R4. 8. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱書の交付</li> <li>○会長・副会長の選出について</li> <li>○協議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況について</li> </ul> </li> </ul>
R4. 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国保運営協議会委員等研修会開催中止により、資料の送付</li> </ul>
R5. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度国民健康保険事業特別会計決算見込について</li> <li>・令和5年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について</li> </ul> </li> </ul>
R5. 2. 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度諏訪地方国民健康保険事業研修会(オンライン)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演 「人々の行動を変えるナッジの世界」</li> </ul> </li> </ul>

## 5. 令和4年度 国民健康保険加入状況

### (1) 総括

#### ○国民健康保険加入世帯及び被保険者数

		3年度末	4年度末	増減	年間平均
世帯数		5,815	5,579	△ 236	5,712
被保険者総数		8,652	8,173	△ 479	8,481
内訳	退職分	0	0	0	0
	一般分	8,652	8,179	△ 473	8,481

#### ○介護保険第2号被保険者数

		3年度末	4年度末	増減	年間平均
一般分		2,567	2,583	16	2,592
退職分		0	0	0	0
計		2,567	2,583	16	2,592

### (2) 月別の加入状況

	世帯数	被保険者		退職被保険者		一般被保険者		介護2号被保険者	
		総数	加入数	割合	加入数	割合	総数	退職	
	世帯	人	人	%	人	%	人	人	
前年度末	5,815	8,652	0	0.00	8,652	100.00	2,567	0	
4年 4月	5,824	8,673	0	0.00	8,673	100.00	2,596	0	
5月	5,809	8,649	0	0.00	8,649	100.00	2,600	0	
6月	5,808	8,642	0	0.00	8,642	100.00	2,596	0	
7月	5,775	8,570	0	0.00	8,570	100.00	2,595	0	
8月	5,764	8,523	0	0.00	8,523	100.00	2,595	0	
9月	5,735	8,484	0	0.00	8,484	100.00	2,585	0	
10月	5,703	8,408	0	0.00	8,408	100.00	2,600	0	
11月	5,672	8,350	0	0.00	8,350	100.00	2,592	0	
12月	5,655	8,316	0	0.00	8,316	100.00	2,582	0	
5年 1月	5,625	8,278	0	0.00	8,278	100.00	2,596	0	
2月	5,598	8,231	0	0.00	8,231	100.00	2,578	0	
3月	5,579	8,173		0.00	8,173	100.00	2,583	0	
年間平均	5,712	8,481	0	0.00	8,481	100.00	2,592	0	

(3) 年齢階層別国保加入分布状況

(令和4年10月1日現在)

年齢階層 区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
	人	%	人	%	%
0～4歳	82	0.96	1,404	3.82	5.84
5～9歳	144	1.70	1,686	4.59	8.54
10～14歳	186	2.19	1,972	5.37	9.43
15～19歳	204	2.40	2,214	6.03	9.21
20～24歳	200	2.36	1,501	4.09	13.32
25～29歳	177	2.09	1,753	4.77	10.10
30～34歳	218	2.57	1,970	5.36	11.07
35～39歳	274	3.23	2,132	5.81	12.85
40～44歳	359	4.23	2,639	7.19	13.60
45～49歳	470	5.54	3,579	9.75	13.13
50～54歳	532	6.27	3,580	9.75	14.86
55～59歳	521	6.14	3,073	8.37	16.95
60～64歳	720	8.49	2,662	7.25	27.05
65～69歳	1,552	18.29	2,736	7.45	56.73
70～74歳	2,845	33.53	3,822	10.41	74.44
合計	8,484	100.00	36,723	100.00	23.10

※0～74歳の人口

年齢階層 区分	国保被保険者		岡谷市人口		被保割 A/B
	人数 A	構成	人数 B	構成	
	人	%	人	%	%
0～19	616	7.25	7,276	19.81	8.47
20～39	869	10.25	7,356	20.03	11.81
40～59	1,882	22.18	12,871	35.05	14.62
60～69	2,272	26.78	5,398	14.70	42.09
70～74	2,845	33.53	3,822	10.41	74.44
計	8,484	99.99	36,723	100.00	23.10

※0～74歳の人口

(4) 年度別被保険者等の状況

(被保状況)

	総世帯数 (10/1)	国保 世帯数	世帯 加入率	総人口 (10/1)	被保険 者数	被保険 者の 加入率	左記の内訳						国保一世 帯当たり 被保険数	一世帯 当たり 人口
							一般		退職者		老人			
							被保数	割合	被保数	割合	対象者数	割合		
	世帯	世帯	%	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	人
30年度	19,256	6,445	33.47	48,748	9,998	20.51	9,901	99.03	97	0.97	0	0.00	1.55	2.53
元年度	19,387	6,194	31.95	48,283	9,483	19.64	9,461	99.77	22	0.23	0	0.00	1.53	2.49
2年度	19,421	6,065	31.23	47,753	9,199	19.26	9,199	100.00	0	0.00	0	0.00	1.52	2.46
3年度	19,138	5,955	31.12	47,073	8,921	18.95	8,921	100.00	0	0.00	0	0.00	1.50	2.46
4年度	19,193	5,735	29.88	46,630	8,484	18.19	8,484	100.00	0	0.00	0	0.00	1.48	2.43



6. 年度別被保険者異動状況

○取得 (人)

	取 得						
	総 数	内 訳					
		転 入	社 保 離 脱	生 保 廃 止	出 生	後 期 離 脱	そ の 他
30年度	1,617	279	1,219	16	19	0	84
元年度	1,530	261	1,177	3	29	1	59
2年度	1,450	214	1,153	17	20	0	46
3年度	1,340	192	1,082	6	18	2	40
4年度	1,540	267	1,199	11	8	1	54

○喪失 (人)

	喪 失						
	総 数	内 訳					
		転 出	社 保	生 保	死 亡	後 期	そ の 他
30年度	2,169	254	1,110	13	73	645	74
元年度	1,980	269	959	14	70	609	59
2年度	1,642	214	900	20	58	403	47
3年度	1,750	146	896	17	76	559	56
4年度	2,019	214	969	13	59	718	46

7. 国民健康保険税調定額、収納額、収納率、滞納額、不納欠損額の推移(5年間)

区分			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
国民健康保険税	医療分	調定	現年	円 663,282,017	円 629,257,381	円 604,731,191	円 621,221,709	円 588,742,339
		収納	現年	633,420,874	601,636,530	579,278,335	595,990,172	571,311,329
			滞繰	31,112,546	28,803,219	30,836,330	23,614,854	19,898,095
	後期支援金	調定	現年	212,531,995	209,137,926	216,858,343	202,986,405	195,469,955
		収納	現年	203,013,543	199,888,534	207,613,825	194,586,850	189,546,836
			滞繰	8,598,952	8,529,764	9,535,221	7,743,368	6,578,137
	介護納付金	調定	現年	65,257,488	67,138,593	71,798,766	63,126,286	62,458,306
		収納	現年	60,636,903	62,233,248	66,514,046	58,856,091	59,331,639
			滞繰	5,306,434	4,530,088	5,340,864	4,437,814	3,451,591
	国保税収納率	現年課税分		% 95.3	% 95.4	% 95.5	% 95.7	% 95.5
		滞納繰越分		33.2	33.2	37.4	32.2	27.3
		合計		87.5	87.8	88.6	88.7	87.8
国保税滞納額			円 128,597,803	円 123,680,357	円 112,866,580	円 111,550,988	円 112,251,107	
国保税不納欠損額			円 6,180,621	円 1,952,063	円 3,319,856	円 1,472,443	円 5,992,754	

8. 年度別賦課割合・税率・課税限度額の推移

			応能割					応益割					課税 限度額 (千円)
			所得割		資産割		応能割 計	均等割		平等割		応益割 計	
			(%)	割合	(%)	割合		(円)	割合	(円)	割合		
29 年度	計	医療分	7.20	56.8	20.0	6.4	63.2	17,300	22.9	17,400	13.9	36.8	540
	内 内 内	一般 退職者		56.9 53.4		6.3 9.8	63.2 63.2		22.9 25.1		13.9 11.7	36.8 36.8	
	計	支援分	1.90	54.2	4.00	4.6	58.8	5,600	26.8	5,000	14.4	41.2	
	内 内 内	一般 退職者		54.3 51.2		4.5 7.1	58.8 58.3		26.7 29.5		14.5 12.2	41.2 41.7	
	計	介護分	2.00	54.8	4.40	3.8	58.6	6,200	23.0	5,800	18.4	41.4	160
	内 内 内	一般 退職者		55.5 45.9		3.6 6.7	59.1 52.6		22.7 27.2		18.2 20.2	40.9 47.4	
	計	医療分	7.47	0.0	19.15	0.0	0.0	17,400	0.0	16,400	0.0	0.0	
	内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0	
	計	支援分	2.27	0.0	4.51	0.0	0.0	6,800	0.0	5,600	0.0	0.0	190
内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		
計	介護分	1.84	0.0	3.95	0.0	0.0	6,100	0.0	5,100	0.0	0.0	160	
内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		
計	医療分	7.36	0.0	18.95	0.0	0.0	18,200	0.0	16,800	0.0	0.0		610
内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		
計	支援分	2.33	0.0	4.51	0.0	0.0	7,400	0.0	6,000	0.0	0.0	190	
内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		
計	介護分	1.99	0.0	3.95	0.0	0.0	7,200	0.0	5,400	0.0	0.0		160
内 内 内	一般 退職者		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		0.0 0.0		0.0 0.0	0.0 0.0		
計	医療分	7.05	0.0	17.92	0.0	0.0	18,200	0.0	16,800	0.0	0.0	630	
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	支援分	2.43	0.0	4.51	0.0	0.0	8,100	0.0	6,400	0.0	0.0		190
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	介護分	2.20	0.0	3.95	0.0	0.0	8,300	0.0	6,200	0.0	0.0	170	
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0.0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	医療分	7.92	0.0	17.92	0.0	0.0	20,000	0.0	16,800	0.0	0.0		630
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0.0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	支援分	2.38	0.0	4.47	0.0	0.0	8,100	0.0	6,400	0.0	0.0	190	
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	介護分	1.98	0.0	3.60	0.0	0.0	8,300	0.0	6,200	0.0	0.0		170
内 内 内	一般 退職者		0.0 -		0.0 -	0.0 -		0.0 -		0.0 -	0.0 -		
計	医療分	7.61	58.7	11.95	3.2	61.9	21,800	24.0	20,000	14.1	38.1	650	
内 内 内	一般 退職者		58.7 -		3.2 -	61.9 -		24.0 -		14.1 -	38.1 -		
計	支援分	2.40	55.1	2.98	2.4	57.5	8,600	28.2	6,800	14.3	42.5		200
内 内 内	一般 退職者		55.1 -		2.4 -	57.5 -		28.2 -		14.3 -	42.5 -		
計	介護分	2.02	55.2	2.40	1.6	56.8	8,600	25.5	6,800	17.7	43.2	170	
内 内 内	一般 退職者		55.2 -		1.6 -	56.8 -		25.5 -		17.7 -	43.2 -		

9. 軽減世帯の状況  
(医療保険分)

年度	7割軽減				5割軽減				2割軽減				合計			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	%	千円	%	件	件	千円	%	件	件	千円	%
平成30	1,688	-55	45,587	94	1,090	-28	23,887	93	831	-58	7,460	91	3,609	-141	76,934	93
令和元	1,632	-56	45,823	101	1,127	37	25,493	107	750	-81	7,039	94	3,509	-100	78,355	102
令和2	1,543	-89	42,927	94	1,099	-28	24,561	96	755	5	6,916	98	3,397	-112	74,404	95
令和3	1,573	30	46,162	108	1,096	-3	26,472	108	740	-15	7,259	105	3,409	12	79,893	107
令和4	1,555	-18	50,818	110	1,032	-64	27,832	105	715	-25	7,938	109	3,302	-107	86,588	108

(後期高齢者支援金等分)

年度	7割軽減				5割軽減				2割軽減				合計			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	件	千円	%	件	件	千円	%	件	件	千円	%
平成30	1,688	-55	16,887	113	1,090	-28	8,935	112	831	-58	2,795	110	3,609	-141	28,617	112
令和元	1,632	-56	17,707	105	1,127	37	9,940	111	750	-81	2,749	98	3,509	-100	30,396	106
令和2	1,543	-89	17,973	102	1,099	-28	10,399	105	755	5	2,931	107	3,397	-112	31,303	103
令和3	1,573	30	18,264	102	1,096	-3	10,521	101	740	-15	2,886	98	3,409	12	31,671	101
令和4	1,555	-18	18,898	103	1,032	-64	10,472	100	715	-25	2,990	104	3,302	-107	32,360	102

(介護納付金分)

年度	7割軽減				5割軽減				2割軽減				合計			
	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比	世帯	前年比	軽減額	前年比
	件	件	千円	%	件	件	千円	%	件	件	千円	%	件	件	千円	%
平成30	711	-21	5,805	91	336	-37	2,043	84	286	-17	714	88	1,333	-75	8,562	89
令和元	670	-41	6,151	106	348	12	2,387	117	265	-21	753	105	1,283	-50	9,291	109
令和2	654	-16	6,871	112	337	-11	2,680	112	266	1	851	113	1,257	-26	10,402	112
令和3	692	38	7,256	106	350	13	2,757	103	253	-13	807	95	1,295	38	10,820	104
令和4	677	-15	7,533	104	324	-26	2,714	98	234	-19	803	100	1,235	-60	11,050	102

## 10. 岡谷市国民健康保険 保健事業の状況

### I. 特定健康診査・特定保健指導事業

#### (1) 基本的事項

##### ① 受診対象者

特定健康診査…40～75歳未満の国民健康保険加入者

##### ② 実施期間

令和4年6月1日（水）～11月30日（水）

#### (2) 特定健康診査等の実施状況と目標値 別表参照

特定健康診査・特定保健指導については、健康と長寿を確保しつつ、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとして、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度から制度化され実施している。

平成30年度から第3期特定健診等実施計画の期間となり、国による健診や保健指導の実施項目の見直しが行われ、令和5年度に60%の受診率目標が再設定された。（令和4年度の岡谷市国保の受診率目標：56%）

#### (3) 特定保健指導の実施状況 別表参照

①動機づけ支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等で対応する。行動計画の実施評価として、初回面接から3か月後にアンケートを郵送する。

②積極的支援・・・通知を郵送。結果説明会を行い、これを初回面接とする。結果説明会に来られなかった場合は、訪問等支援プログラムにより、3か月以上継続した支援を行う。施設での支援プログラムを勧める。施設でのプログラムを希望しない場合は市で継続支援し、生活習慣改善と保健指導率向上を図る。

③休日健診における特定保健指導の実施・・・第3期特定健康診査、特定保健指導から健診結果が揃わない場合の面接による支援の分割実施が可能となったため、休日健診の当日に面接を行い、結果が揃った段階で電話等により結果を説明し、初回面接とする。

④ハイリスク者の対応・・・受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業

#### (4) 特定健診を受診しやすい環境づくりを目指す。

・国保加入者の健康増進に向けた受診率向上のため、受診者負担金の**無料**を継続実施していく。

・休日健診については、年4回(6月、9月、10月、11月)実施する。当日、保健師による初回面接を全員に実施する。

- ・休日健診の受診者全員に歯科健診（無料）の機会を提供する。
- ・市の基本健診、協会けんぽとの相乗り健診を実施し、若年層や家族ぐるみの受診機会を提供する。
- ・事業主健診を受けている（受ける）ことを理由に特定健診を受けていない被保険者からの受診結果データの提出を引続き求めていく。
- ・令和元年度から、医師会の協力のもと、治療中者からのデータ取得を図り、特定健診のみなしデータ取得を委託実施する。
- ・健康ポイント事業では、特定健診やドック受診者、運動療法教室受講者、健診データ、みなしデータ提供を対象に、オカヤペイ（200 p t）を贈呈し、インセンティブ事業で健康事業の活性化を図る。
- ・令和4年度から、特定健診未受診者対策としてAI分析による勧奨事業を始めた。未受診者の過去の受診歴や、問診から分析されるその方の健康意識を分析し、行動理論に基づいた効果的な勧奨通知を行う。（後段に記載）

## II. その他保健事業等

### ① 保健事業支援業務委託事業

効率的で効果的な保健事業等を行うため、医療費分析、KDB データ分析による保健事業対象者のリスト抽出や各種アドバイスなど、総合的に保健事業の実施に際しての専門的な支援を受けるための業務委託を行う。

⇒ 保健事業支援業務委託料 2,640 千円

### ② 特定健診受診率向上対策事業 ⇒ 3,960 千円

### ③ 人間ドック実施事業

諏訪地方6市町村で、ほぼ同様の制度を実施している。受診率向上のため、被保険者等への通知等の機会を捉えるほか、広報による受診勧奨を行っていく。

日帰り：15,000 円、一泊2日：30,000 円を受診者の申請に基づき助成。

・業務委託料 4,200 千円（市内の指定医療機関）

・補助金（償還払い） 3,450 千円（指定の医療機関以外を受診した場合）

### ④ 思春期健康教育講座開催事業

市内4中学校を対象に、思春期健康教育講座を開催

### ⑤ 特定健診後のフォローの充実（健康推進課との協働）

#### ●糖尿病性腎症重症化予防事業

レセプト、健診データを分析し、糖尿病性腎症患者の階層化を行い、運動や栄養指導により、疾病の改善効果が期待できる対象者を抽出し、運動療法教室受講につなげる。医療機関未受診者へは受診勧奨を行う。

#### ●お家でできる運動療法を習得するための講座

岡谷市生活習慣病フォローアップ事業「運動療法教室」は、医師から運動を勧められている方を対象に、運動指導、栄養指導を個別プログラムで3か月間実

施する。血液データ等の受講結果についてはかかりつけ医へのフィードバックを行い、事業効果を高める。

⑥ その他保健事業等

- ・貸付事業（高額医療・出産費資金貸付）
- ・後発医薬品差額通知事業
- ・医療費通知事業

○保健事業

【特定健診受診率（R3 までは法定報告数値。R4 は R5.8 国保連速報値。）】

			H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
特定健康診査	目標値 (計画)	受診率	42.0%	45.0%	49.0%	53.0%	56.0%
	実績 (結果)	受診率	36.6%	37.2%	33.3%	36.4%	40.0%
		対象者数	7,313 人	6,913 人	6,841 人	6,554 人	6,120 人
		実施者数	2,787 人	2,570 人	2,281 人	2,388 人	2,448 人
特定保健指導	目標値 (計画)	実施率	54.0%	55.0%	56.0%	58.0%	59.0%
	実績 (結果)	実施率	51.4%	51.5%	51.0%	48.5%	45.7%
		対象者数	321 人	299 人	247 人	297 人	269 人
		実施者数	165 人	154 人	126 人	144 人	123 人

【みなしデータ提供】

	受診者(人)
R1	2
R2	3
R3	2
R4	5

【休日健診受診状況】

	回数	受診者(人)	前年比
H22	1	58	—
H23	2	170	112
H24	2	233	63
H25	2	253	20
H26	3	346	93
H27	3	425	79

	回数	受診者（人）	前年比
H28	4	425	0
H29	4	395	△30
H30	4	388	△7
R1	4	322	△56
R2	1（3回中止）	78	△254
R3	4	273	195
R4	4	269	△4

※R2 は感染予防対策のため中止

【休日歯科健診受診状況】

	回数	受診者（人）	前年比
R2	0（中止）	—	—
R3	0（中止）	—	—
R4	1（6月）	101	—

※R2、R3 は感染予防対策のため中止

【人間ドック受診者数】

単位（人）

		R4	R3	R2	R1	H30
委託料	日帰り	185	198	175	215	200
	1泊2日	12	8	8	12	12
補助金	日帰り	165	152	119	155	135
	1泊2日	23	26	18	24	31
計	日帰り	350	350	294	370	335
	1泊2日	35	34	26	36	43
合計		385	384	320	406	378

【健康ポイント交換率】

	R4	R3	R2	R1
配布数（枚）	2,869	2,684	2,513	2,924
引換数（枚）	1,208	926	634	1,067
交換率（％）	42.1	34.5	25.2	36.5

11. 令和4年度 岡谷市国民健康保険事業特別会計決算状況

(単位:円)

歳入				歳出				
科目		金額		科目		金額		
国民健康保険税	一般	医療	現年課税分	571,311,329	総務費	総務管理費		58,873,789
			滞納繰越分	19,893,161		徴税費		13,850,344
		計	591,204,490	運営協議会費		88,823		
		後期高齢者支援金	現年課税分	189,546,836		趣旨普及費		12,210
			滞納繰越分	6,576,707		計		72,825,166
		計	196,123,543	療養諸費		療養給付費	一般	2,574,119,048
	介護	現年課税分	59,331,639		退職者		0	
		滞納繰越分	3,450,355		計	2,574,119,048		
	計	62,781,994	療養費		一般	22,439,960		
	計	現年課税分			820,189,804	退職者	0	
		滞納繰越分	29,920,223		計	22,439,960		
	計	850,110,027	計		2,596,559,008			
	退職	医療	現年課税分	0	審査支払手数料		8,021,156	
			滞納繰越分	4,934	計		2,604,580,164	
		計	4,934	高額療養費	一般	393,218,103		
		後期高齢者支援金	現年課税分		0	退職者	0	
			滞納繰越分	1,430	計	393,218,103		
		計	1,430	高額介護合算	一般	208,167		
	介護	現年課税分	0		退職者	0		
		滞納繰越分	1,236	計	208,167			
計	1,236	移送費	一般	0				
計	現年課税分		0	退職者	0			
	滞納繰越分	7,600	計	0				
計	7,600	その他給付	出産育児一時金		5,844,000			
計	現年課税分		0	出産支払手数料		2,310		
	滞納繰越分		7,600	葬祭費		2,800,000		
計	850,117,627		傷病手当金		323,572			
使用料及び手数料		418,000		計		8,969,882		
国庫支出金		84,000		計		3,006,976,316		
県支出金	補助金	保険給付費等交付金	普通交付金	2,997,910,065	医療給付費分	一般	724,302,192	
			特別交付金	41,856,000		退職者	40,000	
		計		3,039,766,065	計	724,342,192		
繰入金		一般会計繰入金		298,125,864	後期高齢者等支援金分	一般	254,102,514	
		基金繰入金		0		退職者	10,000	
		計		298,125,864	計	254,112,514		
諸収入	延滞金及び過料		5,761,275		介護納付金分		89,809,522	
	雑入		30,505,852		計		1,068,264,228	
	貸付金元利収入		0		保健事業費	保健事業費		50,194,555
計		36,267,127		高額医療費貸付金		0		
財産収入		基金利子		29,236		出産費貸付金		0
繰越金		101,349,831		計		50,194,555		
寄附金		0		諸支出金	一般保険税還付金		5,353,000	
歳入合計		4,326,157,750			退職者		0	
					一般償還金		27,679,544	
					退職者償還金		869,339	
					調整交付金返還金		0	
					計		33,901,883	
				基金積立金		29,236		
				公債費		利子	0	
				予備費		0		
				歳出合計		4,232,191,384		
				歳入歳出差し引き		93,966,366		

12. 年度別岡谷市国民健康保険事業決算状況

〈歳入〉

(単位：千円)

科目/年度	30	元	2	3	4
1 国民健康保険税	942,089	905,621	899,119	885,229	850,118
3 国庫支出金	—	3,855	3,928	1,253	84
4 県支出金	3,323,990	3,355,404	3,135,799	3,217,623	3,039,766
療養給付費交付金	—	—	—	—	—
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—
共同事業交付金	—	—	—	—	—
5 一般会計繰入金	290,417	292,344	297,012	298,258	298,126
その他(2・6・7)	8,353	53,050	56,674	34,233	36,714
小計 A	4,564,849	4,610,274	4,392,532	4,436,596	4,224,808
5 基金繰入金①	0	10,000	0	0	0
8 繰越金 ②	222,200	67,031	59,085	102,768	101,350
当年度外収入①+②=B	222,200	77,031	59,085	102,768	101,350
歳入計 A+B=C	4,787,049	4,687,305	4,451,617	4,539,364	4,326,158

〈歳出〉

科目/年度	30	元	2	3	4
1 総務費	67,673	72,224	71,265	74,676	72,825
2 保険給付費	3,280,539	3,314,114	3,104,352	3,182,230	3,006,976
(療養諸費)	2,851,944	2,874,117	2,675,665	2,757,970	2,604,580
(その他の給付)	428,595	439,997	428,687	424,260	402,396
3 事業費納付金	1,154,426	1,151,946	1,076,914	1,096,269	1,068,264
後期高齢者支援金	—	—	—	—	—
前期高齢者納付金	—	—	—	—	—
老人保健拠出金	—	—	—	—	—
介護納付金	—	—	—	—	—
共同事業拠出金	—	—	—	—	—
4 保健事業費	52,704	50,455	47,653	45,444	50,195
その他(5・7・8)	64,676	39,406	48,629	39,360	33,902
小計 D	4,620,018	4,628,145	4,348,813	4,437,979	4,232,162
6 基金積立金③	100,000	75	35	36	29
繰上充入金④	0	0	0	0	0
歳出計 D+③+④=E	4,720,018	4,628,220	4,348,848	4,438,015	4,232,191
実質収支 C-E	67,031	59,085	102,769	101,349	93,967
単年度収支 A-D	△ 55,169	△ 17,871	43,719	△ 1,383	△ 7,354
基金残高	100,100	90,175	90,210	90,246	90,275

13. 年度別国庫支出金等収入状況

(単位:千円)

		30	元	2	3	4		
国庫補助金	財交	普通調整交付金						
	政付	特別調整交付金						
	調金	(うち保健事業分)						
	整	計						
		後期高齢者医療制度創設事業費						
		高齢者医療制度円滑導入事業費国庫補助金	0	0	0	0		
		出産育児一時金国庫補助金	0	0	0	0		
		制度関係業務準備事業費補助金	0	3,855	1,559	122	84	
		災害等臨時特例補助金			2,369	1,131	0	
		会計年度収入額	0	3,855	3,928	1,253	84	
	実質収入額	0	3,855	3,928	1,253	84		
国庫支出金会計年度収入額		0	3,855	3,928	1,253	84		
国庫支出金実質収入額		0	3,855	3,928	1,253	84		
退職者療養給付費交付金	現年度分							
	内超過交付分							
	当年度未交付分							
	過年度分交付分	0						
	過年度分返還分	3,283						
	会計年度収入額	0						
	実質収入額	0						
前期高齢者交付金								
共同事業交付金								
会計年度収入額計		0	3,855	3,928	1,253	84		
実質収入額計		0	3,855	3,928	1,253	84		
県負担金								
	高額医療費共同事業県負担金							
	特定健康診査等県負担金							
県補助金	普通調整交付金							
	特別調整交付金							
	普交付通金	現年度分	3,268,638	3,300,173	3,092,839	3,172,068	2,997,910	
		過年度分交付分						
		過年度分返還分						
	特別交付金		55,352	55,231	42,960	45,555	41,856	
			保険者努力支援制度分	18,879	18,546	14,565	19,759	21,777
			特定健康診査等負担分	10,642	10,168	8,856	9,082	9,572
			国調整交付金の保健事業分	4,403	4,000	5,569	5,801	0
			国調整交付金のその他特別の事情分	8,599	9,137	5,592	4,666	5,012
	県特別交付金繰入金分	12,829	13,380	8,378	6,247	5,495		
一般会計繰入金		290,417	292,344	297,011	298,257	298,126		
	保険基盤安定分	190,713	194,457	191,549	201,068	208,173		
	助産費・出産育児一時金分	7,808	3,589	6,989	4,189	3,360		
	事務費分	64,279	66,358	71,621	70,944	71,162		
	安定支援分	13,791	14,757	15,403	15,213	14,893		
	豪雨災害分	0	0	0	0	0		
	特定世帯軽減分	13,496	12,744	11,042	6,372	0		
	福祉医療現物分	330	439	407	471	538		
	臨時繰入分	0	0	0	0	0		
基盤安定	国庫負担金	39,300	38,976	38,036	39,601	39,530		
特定財源	県負担金	103,735	106,867	106,625	111,199	116,599		

14. 年度別一般会計繰入金の状況

(単位:円)

年度	繰入額	繰入金の内訳						被保険者 1人当たり	総収入 に対する割合	前年比
		保険基盤 安定分	事務費等分	安定支援分	特定世帯 等軽減分	福祉医療 現物分	臨時繰入分			
昭和	円	円	円	円	円		円	%	%	
47	9,000,000						720	2.60	81.82	
48	9,000,000						713	2.17	100.00	
49	14,000,000						1,105	2.74	155.56	
50	33,100,000						2,522	5.24	236.43	
51	36,800,000						2,811	4.54	111.18	
52	37,910,000						2,889	3.87	103.02	
53	5,550,000						414	0.50	14.64	
54	7,000,000						507	0.58	126.13	
55	10,000,000						715	0.75	142.86	
56	13,000,000						908	0.87	130.00	
57	17,000,000						1,160	1.11	130.77	
58	—									
59	20,000,000						1,359	1.20		
60	—									
61	40,000,000						2,707	2.09		
62	—									
63	28,600,000	28,600,000					2,044	1.51		
平成	元	元					元	%	%	
元	27,718,000	27,718,000					2,033	1.32	96.62	
2	26,936,784	26,936,784					2,008	1.17	97.19	
3	27,427,488	27,427,488					2,086	1.10	101.82	
4	75,635,600	26,329,600	39,322,000	2,291,000			5,765	3.10	275.77	
5	95,119,800	27,992,800	53,440,000	13,687,000			7,228	3.78	125.76	
6	102,668,800	28,824,800	54,221,000	19,623,000			7,680	3.99	107.94	
7	108,720,600	30,527,600	46,114,000	32,079,000			7,978	3.99	105.89	
8	90,985,300	41,371,300	49,614,000	0			8,669	4.32	83.69	
9	128,929,700	41,746,700	54,005,000	33,178,000			8,781	4.36	141.70	
10	131,118,000	45,065,700	64,063,300	21,989,000			8,557	4.25	101.70	
11	174,888,000	47,438,700	104,041,300	23,408,000			10,939	5.35	133.38	
12	164,466,000	51,620,000	86,479,750	26,366,250			9,983	4.82	94.04	
13	158,122,000	54,730,800	93,939,950	9,451,250			9,191	4.31	96.14	
14	147,078,100	62,033,000	80,852,100	4,193,000			8,137	4.18	93.02	
15	177,319,230	93,073,094	73,622,386	10,623,750			9,532	4.58	120.56	
16	185,763,283	93,983,274	76,587,509	15,192,500			9,784	4.74	104.76	
17	200,556,124	103,090,240	82,202,884	15,263,000			10,452	4.75	107.96	
18	224,038,108	108,345,667	100,276,441	15,416,000			11,682	5.04	111.71	
19	198,439,244	101,022,449	85,185,795	12,231,000			10,454	4.04	88.57	
20	178,997,200	69,005,316	98,888,884	11,103,000			13,732	3.79	90.20	
21	216,004,003	74,637,954	88,772,049	22,566,000	30,028,000		16,439	4.55	120.67	
22	219,013,768	115,401,565	68,628,313	20,238,000	14,745,890		17,070	4.64	101.39	
23	330,061,391	109,596,600	86,447,351	20,837,000	13,180,440		26,158	6.72	150.70	
24	276,076,968	119,314,591	73,741,002	20,481,000	12,540,375		22,054	5.42	83.64	
25	280,282,128	121,826,652	75,846,836	19,732,000	12,876,640		22,644	5.41	101.52	
26	248,568,041	149,411,244	71,135,597	19,526,000	8,495,200		20,596	4.65	88.68	
27	317,079,396	197,444,165	70,436,951	33,917,000	15,281,280		27,429	5.48	127.56	
28	293,390,702	195,311,214	69,385,688	13,725,000	14,968,800		26,806	5.13	92.53	
29	289,976,034	192,019,384	70,816,250	13,650,000	13,490,400		28,274	5.18	91.45	
30	290,417,088	190,713,531	72,086,557	13,791,000	13,496,000	330,000	29,928	6.07	100.15	
令和										
	292,343,977	194,457,373	69,947,104	14,757,000	12,743,500	439,000	31,591	6.24	100.66	
2	297,011,601	191,549,204	78,610,297	15,403,000	11,042,100	407,000	32,776	6.67	101.60	
3	298,195,502	201,068,405	75,071,097	15,213,000	6,372,000	471,000	34,465	6.57	100.40	
4	298,125,864	208,172,917	74,521,947	14,893,000	0	538,000	35,152	6.89	99.98	

繰入金の種類

- (1)保険基盤安定分---国民健康保険法第72条の2に基づく、保険税軽減相当額分。  
(平成15年度から保険者支援制度が創設され、保険者支援分を含む)
- (2)事務費等分---平成4年度より助産費(平成6年度より出産育児一時金)、事務費の人件費等が一般財源化されたことに伴うもの。
- (3)安定支援分---平成4年度より措置。保険者の責に帰すことのできない理由に対し、交付税措置をしたもの。
- (4)特定世帯等軽減分---平成21年度より、保険者の責によらない軽減分(後期高齢者医療制度創設に伴う国保税軽減分)について、岡谷市としてルール化したもの。(令和4年度で解消)
- (5)福祉医療現物影響分---平成30年8月からの子ども医療費の現物給付方式施行に伴う影響相当分について、県の算定に基づき、岡谷市としてルール化したもの。

15. 医療給付費の状況

	一般療養給付費				退職者療養給付費				一般療養費				退職者療養費						
	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04
4月	222,139,561	220,895,032	233,773,199	233,773,199	14,224	0	0	0	1,796,076	1,769,881	1,764,455	1,764,455	0	0	0	0	0	0	0
5月	220,043,024	232,652,842	213,292,183	213,292,183	0	0	0	0	2,198,618	2,154,652	1,874,934	1,874,934	0	0	0	0	0	0	0
6月	191,490,838	207,420,477	198,647,424	198,647,424	0	0	0	0	1,994,146	1,977,254	1,897,580	1,897,580	0	0	0	0	0	0	0
7月	231,519,821	219,156,217	212,826,661	212,826,661	19,670	0	0	0	9,536,246	1,915,390	1,985,591	1,985,591	0	0	0	0	0	0	0
8月	224,494,317	242,356,702	211,592,567	211,592,567	0	0	0	0	2,256,884	2,046,606	1,905,801	1,905,801	0	0	0	0	0	0	0
9月	227,034,030	236,344,120	203,784,438	203,784,438	0	0	0	0	2,134,244	2,245,050	1,951,519	1,951,519	0	0	0	0	0	0	0
10月	218,358,460	230,157,428	215,268,668	215,268,668	0	0	0	0	1,992,489	2,351,135	1,808,657	1,808,657	0	0	0	0	0	0	0
11月	228,681,269	215,480,512	224,768,367	224,768,367	0	0	0	0	2,156,916	2,434,876	2,036,985	2,036,985	0	0	0	0	0	0	0
12月	212,647,504	219,543,331	214,116,351	214,116,351	0	0	0	0	2,150,354	1,963,435	1,770,260	1,770,260	0	0	0	0	0	0	0
1月	222,415,733	237,212,802	217,288,414	217,288,414	0	0	0	0	4,291,423	4,052,614	2,000,512	2,000,512	0	0	0	0	0	0	0
2月	202,096,352	212,691,641	208,326,968	208,326,968	0	0	0	0	2,117,047	2,077,117	1,811,785	1,811,785	0	0	0	0	0	0	0
3月	231,128,580	249,263,309	220,433,808	220,433,808	2,289	0	0	0	2,211,804	1,799,632	1,631,881	1,631,881	0	0	0	0	0	0	0
計	2,632,049,489	2,723,174,413	2,574,119,048	2,574,119,048	36,183	0	0	0	34,836,247	26,787,642	22,439,960	22,439,960	0	0	0	0	0	0	0

	一般高額療養費(介護合算)				退職者高額療養費(介護合算)				合計				R03/R02		R04/R03	
	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04	R04	R02	R03	R04	R04	差引	対前年比	差引	対前年比
4月	33,411,410	33,519,736	37,229,997	37,229,997	0	0	0	0	257,361,271	256,184,649	272,767,651	272,767,651	△ 39,186,475	△15.23%	16,583,002	6.47%
5月	35,506,576	32,899,782	35,425,467	35,425,467	0	0	0	0	257,748,218	267,707,276	250,592,584	250,592,584	△ 32,426,103	△12.58%	△ 17,114,692	△6.39%
6月	35,306,432	35,524,778	32,209,643	32,209,643	0	0	0	0	228,791,416	244,922,509	232,754,647	232,754,647	△ 28,603,845	△12.50%	△ 12,167,862	△4.97%
7月	31,059,057	32,176,184	28,965,000	28,965,000	0	0	0	0	272,134,794	253,247,791	243,777,252	243,777,252	△ 26,407,558	△9.70%	△ 9,470,539	△3.74%
8月	37,059,980	31,655,972	29,667,481	29,667,481	14,286	0	0	0	263,825,467	276,059,280	243,165,849	243,165,849	△ 19,681,315	△7.46%	△ 32,893,431	△11.92%
9月	36,863,992	40,630,446	30,850,237	30,850,237	0	0	0	0	266,032,266	279,219,616	236,586,194	236,586,194	△ 33,855,226	△12.73%	△ 42,633,422	△15.27%
10月	38,006,279	36,663,691	29,348,734	29,348,734	0	0	0	0	258,357,228	269,172,254	246,426,059	246,426,059	△ 21,105,647	△8.17%	△ 22,746,195	△8.45%
11月	33,272,451	37,795,588	32,508,965	32,508,965	0	0	0	0	264,110,636	255,710,976	259,314,317	259,314,317	△ 20,804,544	△7.88%	3,603,341	1.41%
12月	34,739,082	32,080,948	36,802,164	36,802,164	0	0	0	0	249,536,940	253,587,714	252,688,775	252,688,775	△ 4,892,126	△1.96%	△ 898,939	△0.35%
1月	35,875,633	32,448,569	32,403,888	32,403,888	0	0	0	0	262,582,789	273,713,985	251,692,814	251,692,814	△ 12,889,255	△4.91%	△ 22,021,171	△8.05%
2月	34,480,191	37,010,683	35,247,566	35,247,566	0	0	0	0	238,693,590	251,779,441	245,386,319	245,386,319	△ 23,205,605	△9.72%	△ 6,393,122	△2.54%
3月	37,128,388	31,820,117	32,558,961	32,558,961	0	0	0	0	270,471,061	282,883,058	254,624,650	254,624,650	11,152,062	4.12%	△ 28,258,408	△9.99%
計	422,709,471	414,226,494	393,218,103	393,218,103	14,286	0	0	0	3,089,645,676	3,164,188,549	2,989,777,111	2,989,777,111	△ 251,905,637	△8.15%	△ 174,411,438	△5.51%

## 16. 令和4年度国民健康保険諸率表

### 1. 保険料（税）関係諸率

1世帯当たり保険料(税)調定額(現年分)

全 体	円 149,765
-----	--------------

保険料(税)収納率(現年分)

一 般	%	退 職	%
	95.54	—	—

1人当たり保険料(税)調定額(現年分)

一 般	円 101,221	退 職	円 —	計	円 101,221
-----	--------------	-----	--------	---	--------------

### 2. 療養の給付（診療費）等諸率

対象	年報	種 別	100人当レセプト件数 (受診率とみなす)	1件当たり日数	1日当たり費用額	1人当たり費用額	1件当たり費用額
			件	日	円	円	円
一 般	C 表	入 院	22.096	15.23	41,379	139,293	630,385
		(前年度比)	-0.52	0.71	-3,794	-9,033	-25,324
		入 院 外	831.588	1.43	12,739	151,166	18,178
		(前年度比)	18.14	0.00	115	4366	131
		歯 科	237.236	1.55	9,028	33,156	13,976
(前年度比)	4.66	-0.06	363	791	60		
		計	1,090.921	1.73	17,118	323,615	29,664
退 職 者 等	F 表	入 院	—	—	—	—	—
		入 院 外	—	—	—	—	—
		歯 科	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—
全 体		入 院	22.096	15.23	41,379	139,293	630,385
		入 院 外	831.588	1.43	12,739	151,166	18,178
		歯 科	237.236	1.55	9,028	33,156	13,976
		計	1,090.921	1.73	17,118	323,615	29,664

- \* 1世帯当たり調定額＝調定額(一般・退職の計)÷年間平均世帯数
- \* 1人当たり調定額＝調定額(一般・退職・計)÷年間平均被保険者数
- \* 受診率＝(100人当たり受診件数)＝年間診療件数÷年間平均被保険者数×100
- \* 1件当たり日数＝年間診療日数÷診療各件数
- \* 1日当たり費用額＝年間診療各費用額÷年間診療日数
- \* 1人当たり費用額＝年間診療費用額÷年間平均被保険者数
- \* 1件当たり費用額＝年間診療費用額÷年間診療件数
- \* 収納率＝調定額÷収納額

令和5年度  
岡谷市の国保  
令和4年度実績

- 
- 発行日 令和6(2024)年4月
  - 発行 岡谷市
  - 編集 岡谷市 市民環境部 医療保険課

岡谷市幸町8番1号 〒394-8510  
TEL (0266) 23-4811 (内線 1186)  
FAX (0266) 23-5666

---